

平成 30 年 11 月 1 日

但馬 県民局長 様

本社又は主たる事業所の所在する
地域を所管する県民局長を記載

郵便番号 ×××-〇〇〇〇
住所 豊岡市〇〇町×-〇
名称 (株)〇〇産業
代表者職氏名 代表取締役 兵庫 太郎 印

企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金の交付を受けたいので、同助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 会社概要

名称	(株)〇〇産業
本社又は主たる事業所の所在地	〒×××-〇〇〇〇 豊岡市〇〇町×-〇
業種	製造業
資本金	1,000万円
従業員数	40名

2 助成金申請額

助成金申請額	106,600円			
振込先 金融機関	金融機関名	〇×	銀行 (金庫)	
	預金種別	①普通・総合	2当座 3その他()	
	支店名	豊岡支店	口座番号	0000000
	(フリガナ) 口座名義	カブ マルマルサンギョウ (株)〇〇産業		

該当する書類にチェック(☑、■等)

3 添付書類(該当する□にチェックをお願いします)

<input type="checkbox"/> 面接旅費	<input checked="" type="checkbox"/> 転居費用
<input type="checkbox"/> 誓約書、旅費を支給した対象者一覧(様式第1号の2、附表1)	<input checked="" type="checkbox"/> 誓約書、転居費用を支給した対象者一覧(様式第1号の2、附表2)
<input type="checkbox"/> 面接等選考旅費受領確認書(様式第2号)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者が転居費用を負担したことを示す書類(支給明細書等)
<input type="checkbox"/> 学生証又は在学証明書の写し(新規学卒者に限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 転居費用受領確認書(様式第3号)
<input type="checkbox"/> 運転免許証、住民票又は保険証の写しなど居住地が確認できる書類(UJIターン就職希望者に限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し等、現住所、前住所が確認できる書類(家族を伴う者については世帯全員の記載があるものに限る)
<input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税の取扱いについて(報告)	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
<input type="checkbox"/> 債権者登録書(過去に提出済みの場合、不要)	<input checked="" type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税の取扱いについて(報告)
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請内容がわかる書類(引越業者の領収書等の写し等)
	<input type="checkbox"/> 債権者登録書(過去に提出済みの場合、不要)

担当者 (申請書作成者)	所属名・氏名	総務課 山田
	連絡先電話番号	0796-〇〇-××××

(注)申請書の提出は、面接旅費・転居費用を支給した日から2箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに
本社又は主たる事業所が所在する地域を所管する県民局長又は県民センター長に提出してください。

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあっては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 県民局長又は県民センター長が、上記1、及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

平成30年11月 1日

但馬 県民局長 様

住 所 豊岡市〇〇町×-〇
名 称 (株)〇〇産業
代表者職氏名 代表取締役 兵庫 太郎 印

転居費用を支給した対象者一覧

記載例

	氏名	生年月日	区分	前住所	現住所	勤務地	世帯状況	負担額	助成金申請額	雇用年月日	支払日
	(記入例) 兵庫 太郎	H 2. 5.10	新規学卒	神奈川県横浜市	丹波市	丹波市	単身者 同居扶養親族あり	円 100,700	円 50,000	H30. 2 .11	H30. 3 .15
1	兵庫 一郎	S62.12.10	UJIターン	大阪府大阪市	豊岡市	豊岡市	単身者・ 同居扶養親族あり	230,400	106,600	H30.10.1	H31.10.10
2							単身者・ 同居扶養親族あり				
3							単身者・ 同居扶養親族あり				
4							単身者・ 同居扶養親族あり				
5							単身者・ 同居扶養親族あり				
6							単身者・ 同居扶養親族あり				
7							単身者・ 同居扶養親族あり				
8							単身者・ 同居扶養親族あり				
9							単身者・ 同居扶養親族あり				
10							単身者・ 同居扶養親族あり				
計								230,400	106,600		

※「助成金申請額」について
「負担額」の2分の1以内。ただし、単身者の場合、上限5万円、同居扶養親族ありの場合、上限20万円。なお、消費税等相当額を減額して申請する必要がある場合は、(負担額÷1.08)の2分の1以内の金額を記入(100円未満切り捨て)。

【記入にあたっての注意事項】

- 「区分」欄には、新規学卒者の場合は「新規学卒」、UJIターン就職者の場合は「UJIターン」と記載してください。
- 「前住所」欄、「現住所」欄及び「勤務地」欄には、市町村名まで記載してください。
- 「助成金申請額」欄には、「負担額」欄の2分の1以内の金額(上限は単身者の場合5万円、家族を伴う者の場合は20万円とし、100円未満の端数は切り捨てた金額)を記載してください。なお、仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する必要がある場合は、「助成金申請額」欄に(負担額÷1.08)の2分の1以内の金額を記載してください(100円未満の端数は切り捨て)。
- 行が不足する場合は、本様式をコピーするなどして別葉としてください。

転居費用受領確認書

申請事業主記載欄	
1 採用者氏名	兵庫 一郎
2 勤務地	豊岡 (市)・町
3 雇用形態	正社員
4 転居日	平成 30 年 9 月 25 日
4 支払った費用	230,400 円

上記の記載事項について、いずれも相違ありません。
また、転居費用として上記金額を受領しました。

「支払った費用」欄は、実際に支払った額を記載（× 助成金申請額）

平成 30年 10月 10日

氏名(採用者本人の署名)

支給した者本人に署名・捺印をしてもらうこと。

兵庫 一郎

印

(注1) この様式は採用者1人につき1枚作成し、「企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金交付申請書(様式第1号)」と併せて提出してください。

(注2) 故意又は重大な過失により交付申請書に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとする場合は、不正受給となります。必要に応じて事業主又は採用者双方に兵庫県が確認を行う場合があります。

平成 30 年〇月〇日

但馬県民局長 様

住 所 豊岡市〇〇町×-〇
名 称 (株)〇〇産業
代表者職氏名 代表取締役 兵庫 太郎 印

企業魅力アップ・定着支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）

企業魅力アップ・定着支援事業の実施にあたり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告及び納税等の状況について下記のとおり報告します。

記

〔 区分欄のうち該当する番号にチェックしてください。
また、3の場合は、理由等を具体的に記載して下さい。 〕

区 分	補助事業手続き上の留意事項
<input type="checkbox"/> 1 免税事業者（前々年・前々事業年度の課税売上高が 1000 万円以下の事業者） ※「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者を除く	消費税等相当額を含め助成金の交付を申請し、交付を受けることが可能です。
<input checked="" type="checkbox"/> 2 課税事業者	
<input type="checkbox"/> 2-1 簡易課税制度適用事業者（前々年・前々事業年度の課税売上高が 5000 万円以下で当該納税制度を選択している事業者）	助成金交付申請時に、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する必要があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 2-2 2-1に該当しない事業者	
<input type="checkbox"/> 3 その他事業者（理由等を記載） （例）社会福祉法人等（消費税法別表第三に該当する法人）で特定収入割合が 5%以下の事業者 など 〔 〕	当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額を含め助成金交付の決定がなされた場合には、交付決定後に消費税等の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を報告の上、速やかに返還する必要があります。

（参 考）

- 消費税等の確定申告で仕入れ税額控除により還付税額が発生するなど、本事業により交付した助成金に係る消費税相当額が、仕入れ税額控除対象となった場合には、本事業に要する経費と認められません。当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、さきに助成対象経費から控除するか、又はこれを含めて交付された場合には返還していただく必要があります。
- 本報告は、消費税等の申告・納税状況を確認させていただくことにより、本事業の適正な執行を図ることを目的としています。